

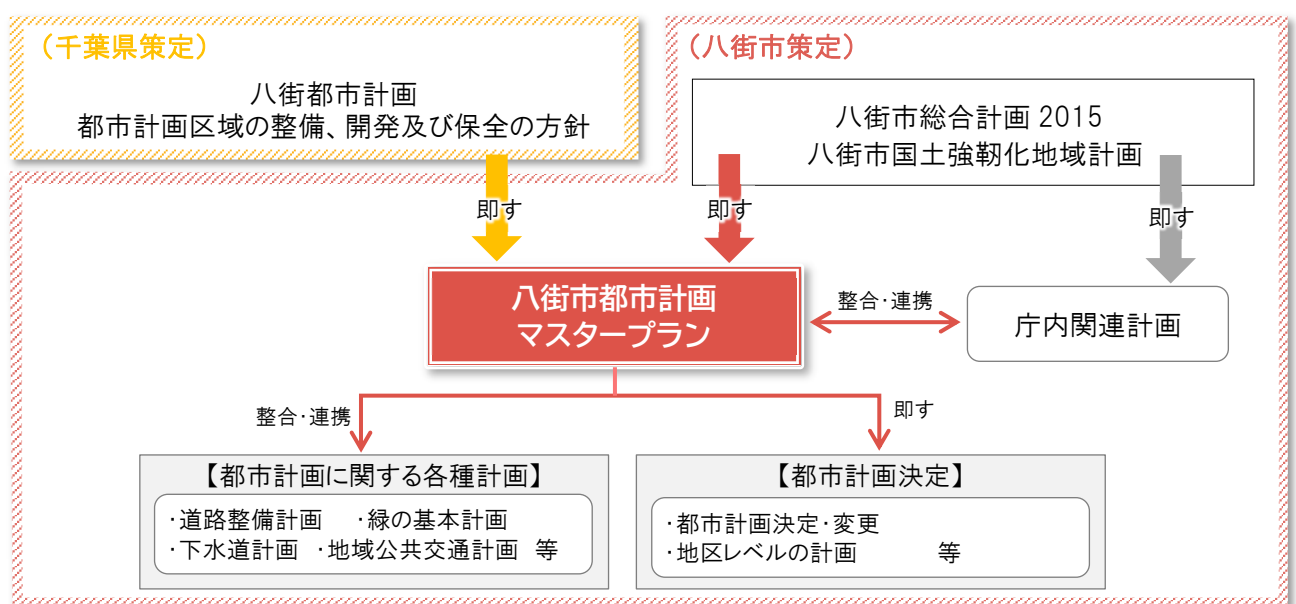
序-1 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるものです。

長期的な視点から、将来都市構造や土地利用の方針、都市施設の整備方針などを定め、将来の都市づくりを進めるうえでの指針となるものです。

また、市の総合計画に掲げる市が目指す将来の姿を都市計画の視点から実現するためのものと位置づけられるほか、千葉県が策定する「八街都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して決定されます。

■計画体系図



序-2 都市計画マスタープランの役割

本計画には、次に示す役割があります。

1) 都市の将来像と目標を明示する

都市の現状や市民の意向を踏まえ、望ましい将来像と都市づくりの目標を示します。

2) 個別計画を進める上での根拠となる

都市計画や都市づくりに関する施策を進める際の基本的な指針を示し、都市基盤をはじめ、市街地開発事業[※]などの個別の計画に反映していきます。

3) 協働で進める都市づくりの指針となる

将来像や目標を市民などと共有し、協働で進める都市づくりの基本的な指針を示します。

序-3 計画の目標年次

計画期間は令和4(2022)年度から令和 26(2044)年度とします。

なお、八街市総合計画の改定、社会情勢の変化、計画の進捗などにより見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行うこととします。

■都市計画マスタープランの目標年次と進捗

年度(和暦)	4	5	6	7	8	9	10	11	12...	17...	22	...	26	
総合計画	基本構想 (H27→R6)			基本構想 (R7→R16)						基本構想 (R17→R26)				
	後期基本計画 (R2→R6)			前期基本計画 (R7→R11)			後期基本計画 (R12→R16)			前期基本計画 (R17→R21)		後期基本計画 (R22→R26)		
都市計画 マスタープラン	R4→R26													
				中間 検証 必要に 応じて 見直し							中間 検証 中間 見直し			

序-4 計画の構成

本計画の次章以降の構成は、以下のとおりです。

■計画の構成イメージ

